

島根県報

号外第九八号

平成十四年九月二十七日

(金曜日)

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則
島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 一
〃 〃 〃 二

目 次

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第八八号）

一 規則の概要

1 知事に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

(一) 児童福祉法に基づく次の権限

(1) 認可外保育施設設置の状況の報告の徴収

(2) 認可外保育施設設置の設置届、変更届、廃止届及び休止届の受理

(二) 危険な動物の飼養及び保管に関する条例に基づく次の権限

(1) 危険な動物の飼養の変更、廃止、承継及び事故の届出の受理

(2) 危険な動物の逸走時において急迫の侵害のおそれがある場合の危険な動物の捕獲、収容及び殺処分並びに収容後の所有者への通知及び所有者の判

明しない場合の公示並びに所有者の申出がない場合の処分

(3) 飼養施設の修繕及び危険な動物の捕獲等の命令

(4) 報告の徴収及び立入検査

2 その他規定の整理

二 施行期日

平成十四年十月一日から施行することとした。

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第八九号）

一 規則の概要

1 事務の効率化等を図るため、次のとおり地方機関の長の専決事項を追加することとした。

(一) 島根県個人情報保護条例の規定に基づく個人情報の開示等の決定（別表第四関係）

(二) 危険な動物の飼養及び保管に関する条例の施行に関する事務（別表第五関係）

二 施行期日

平成十四年十月一日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年九月二十七日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第八十八号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和三十一年島根県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の部島根県都市計画法施行細則の項第一号中「第八条」を「第十八条」に改める。

別表福祉事務所の部児童福祉法の項第五号中「第五十九条第一項」の下に「及び第五十九

九条の二の五」を加え、「又は」を「並びに第五十九条第一項の規定による」に改め、同

項に次の一号を加える。

六 第五十九条の二第一項の規定による設置の届出の受理及び同条第二項の規定による

変更、廃止又は休止の届出の受理

別表保健所の部動物の愛護及び管理に関する法律の項の次に次のように加える。

毎週火・金曜日発行

○ 危険な動物の飼養及び保管に関する条例（平成十四年島根県条例第十九号）

- 一 第八条の規定による危険な動物の飼養の変更の届出の受理
 - 二 第九条の規定による危険な動物の飼養の廃止の届出の受理
 - 三 第十条第二項の規定による危険な動物の飼養の承継の届出の受理
 - 四 第十五条第三項の規定による危険な動物の捕獲、収容及び殺処分
 - 五 第十六条第一項の規定による通知及び公示
 - 六 第十六条第三項の規定による危険な動物の処分
 - 七 第十七条の規定による事故の届出の受理
 - 八 第十八条第一項の規定による飼養施設の修繕等の命令
 - 九 第十八条第二項の規定による飼養方法の改善等の命令
 - 十 第十九条の規定による危険な動物の捕獲等の命令
 - 十一 第二十一条の規定による報告の徴収又は立入検査
- 別表土木建築事務所及び土木事務所の部島根県都市計画法施行細則の項第一号中「第八条」を「第十八条」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年九月二十七日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第八十九号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和四十五年島根県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四中第二十二号を第二十三号とし、第二号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 島根県個人情報保護条例（平成十四年島根県条例第七号）の規定に基づく個人情報の開示等の決定に関すること。

別表第五保健所の項第十八号の次に次の一号を加える。

十九 危険な動物の飼養及び保管に関する条例（平成十四年島根県条例第十九号）の施行に関する事務

- 1 条例第三条第一項の規定により、危険な動物の飼養を許可すること。
- 2 条例第七条第一項の規定により、危険な動物の飼養の変更を許可すること。
- 3 条例第二十条の規定により、危険な動物の飼養の許可を取り消すこと。

附 則

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

平成十四年九月二十七日印刷
平成十四年九月二十七日発行

発行者 島 根 県

発行所

松江市殿町島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）